

令和 7 年第 2 回防府市議会定例会会議録（その 5）

○令和 7 年 7 月 2 日（水曜日）

○議事日程

令和 7 年 7 月 2 日（水曜日） 午前 10 時 開議

- 1 開 議
 - 2 会議録署名議員の指名
 - 3 議案第 53 号 令和 7 年度防府市一般会計補正予算（第 1 号）
（予算委員会委員長報告）
 - 4 議案第 58 号 防府市手話言語条例の制定について
（教育民生委員会委員長報告）
 - 5 議案第 65 号 財産の取得について
 - 6 請願第 1 号 「日本政府に核兵器禁止条約の調印・批准を求める意見書」の
国への提出を求める請願書
 - 7 常任委員会の閉会中の継続調査について
-

○本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

○出席議員（25 名）

1 番	藤 村 こずえ 君	2 番	中 谷 哲 君
3 番	上 野 忠 彦 君	4 番	原 田 典 子 君
5 番	藤 本 真 未 君	6 番	松 村 学 君
7 番	田 中 健 次 君	8 番	石 田 卓 成 君
9 番	宮 元 照 美 君	10 番	河 村 孝 君
11 番	梅 本 洋 平 君	12 番	上 田 和 夫 君
13 番	曾 我 好 則 君	14 番	宇多村 史 朗 君
15 番	生 野 美 輪 君	16 番	山 田 耕 治 君
17 番	和 田 敏 明 君	18 番	久 保 潤 爾 君
19 番	森 重 豊 君	20 番	重 田 直 輝 君
21 番	三 原 昭 治 君	22 番	村 木 正 弘 君

23番 田中敏靖君
25番 安村政治君

24番 河杉憲二君

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

市長	池田豊君	副市長	能野英人君
教育長	江山稔君	代表監査委員	末吉正幸君
上下水道事業管理者	河内政昭君	総務部長	白井智浩君
人事課長	糸井純平君	総合政策部長	永松勉君
文化スポーツ観光交流部長	松村慎吾君	生活環境部長	亀井幸一君
福祉部長	藤井一郎君	保健こども部長	石丸典子君
産業振興部長	杉江純一君	土木都市建設部長	藤本英明君
会計管理者	國澤明君	農業委員会事務局長	栗原努君
監査委員事務局長	原田一幸君	選挙管理委員会事務局長	須藤千鶴君
消防長	山崎泰介君	教育部長	高橋光男君

○事務局職員出席者

議会事務局長 岡田元子君 議会事務局次長 篠原昭二君

午前10時 開議

○議長（安村 政治君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（安村 政治君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。10番、河村議員、11番、梅本議員、御両名にお願い申し上げます。

議事日程につきましては、お手元に配付しております日程に基づき進行したいと思いますので、よろしく御協力のほどお願い申し上げます。

議案第53号令和7年度防府市一般会計補正予算（第1号）

（予算委員会委員長報告）

○議長（安村 政治君） 議案第５３号を議題といたします。

本案については、予算委員会に付託されておりましたので、予算委員長の報告を求めます。宇多村予算委員長。

〔予算委員長 宇多村史朗君 登壇〕

○１４番（宇多村史朗君） さきの本会議におきまして、予算委員会に付託となりました議案第５３号令和７年度防府市一般会計補正予算（第１号）につきまして、去る６月２５日に委員会を開催し審査いたしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

審査の過程における主な質疑等でございますが、庁舎建設事業について、「旧庁舎の解体に関する経費として、解体・外構整備費及び立体駐車場建設費は幾らになるのか」との質疑に対し、「旧庁舎の解体・外構整備費は９億４００万円で、立体駐車場建設費は１６億６，１００万円でございます」との答弁がございました。

次に、「旧庁舎４号館解体工事において、アスベストが検出されたとのことだが、設計時にアスベストの有無を判別することはできなかったのか」との質疑に対し、「当時の設計基準では、アスベストの有無について判別することができませんでしたが、最近の全国的な事例により追加の調査を行ったところ、これまでアスベストは含まれていないと判断されていた床の下地材などから検出されたものでございます」との答弁がございました。

また、「工期が全体的に３か月延伸されるが、仮設駐車場を造るなど来客駐車場の確保に努めていただきたい」との要望がございました。

次に、関税・物価高騰対策緊急支援事業について、「特別相談窓口の支援強化として、中小企業診断士等の専門家による個別相談体制の充実を図りますとあるが、具体的にどのような専門家を想定しているか」との質疑に対し、「貿易に関するものや業種転換に関するものなど、より専門的な相談があった場合には、コンサルタントやコーディネーターに相談を受けていただくことを想定しております」との答弁がございました。

さらに、「相談の内容によっては、本市の事業だけでなく国や県の関連事業の紹介も必要であるとするが、どのように対応しているのか」との質疑に対し、「それぞれの相談窓口と情報共有を図るとともに情報収集に努めており、実際に相談があった場合には、国や県の関連事業についても御紹介できる体制となっております」との答弁がございました。

また、「生産性向上緊急対策について、今後のスケジュールを伺う」との質疑に対し、「早ければ、７月中に募集を開始したいと考えています」との御答弁がございました。

審査を尽くしたところで、本案の承認についてお諮りいたしましたところ、全員異議なく原案のとおり承認した次第でございます。

以上、御報告申し上げますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（安村 政治君） ただいまの委員長報告に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安村 政治君） 質疑を終結して討論を求めます。6番、松村議員。

○6番（松村 学君） ただいま議題となっております議案第53号令和7年度防府市一般会計補正予算（第1号）に、「自民党明政会」は賛成の立場で討論いたします。

このたびの補正予算は、アメリカの関税措置等により市内業者等の不安感を払拭するため、特別相談窓口の設置、超低金利の融資枠10億円の創設、県の経営安定資金に対する利子補給、生産性向上緊急対策1億円などが計上されています。

予算委員会でも申し上げましたが、融資の対象は直接的企業のみならず影響する企業を得意先とする間接的企業、さらにまたその企業を得意先とする企業とどんどん広く影響することから、制限を設けず広く対応をお願いし、また時間の経過とともに相談窓口や市当局で市内の経済動向を分析し、新たな問題が生じたら、ぜひ柔軟な対応をお願いいたします。

以上、討論といたします。

○議長（安村 政治君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安村 政治君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、委員長の報告のとおり、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安村 政治君） 異議ないものと認めます。よって、議案第53号については、原案のとおり可決されました。

議案第58号防府市手話言語条例の制定について

（教育民生委員会委員長報告）

○議長（安村 政治君） 議案第58号を議題といたします。

本案については、教育民生委員会に付託されておりましたので、教育民生委員長の報告を求めます。久保教育民生委員長。

〔教育民生委員長 久保 潤爾君 登壇〕

○18番（久保 潤爾君） さきの本会議におきまして、教育民生委員会に付託となりました議案第58号防府市手話言語条例の制定につきまして、去る6月27日に委員会を開催し審査いたしましたので、その結果と経緯について御報告申し上げます。

審査の過程における主な質疑等でございますが、「第7条施策の推進について、市は次に掲げる施策を推進するものとする」とあるが、手話による意思疎通の支援をする者の要請及び確保において、具体的にどのように進めていく予定か」との質疑に対し、「現在、手話奉仕員要請講座を毎年開催しております。今後、市民の方に興味を持っていただけるよう、周知を工夫してまいりたいと考えております。また、こどもの頃から手話に親しんでもらうため、教育委員会とも相談し、学校の授業等で手話に触れる機会をつくれるよう検討していきたいと考えております」との答弁がございました。

審査を尽くしたところでお諮りいたしましたところ、全員異議なく、原案のとおり承認した次第でございます。

以上、御報告申し上げますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（安村 政治君） ただいまの委員長報告に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安村 政治君） 質疑を終結して討論を求めます。7番、田中健次議員。

○7番（田中 健次君） この条例は、関係の方が長い間望まれていたものであり、こうして本議会で条例が制定されるであろうということを喜んでおります。

ただ、1点だけ付け加えさせていただきたいんですが、国におかれては、令和7年6月25日、委員会でこの条例を審議する2日前ですけれども、この日に手話に関する施策の推進に関する法律、手話施策推進法というふうに略称されておりますが、これが施行されております。これは議員立法で、衆参いずれの議会でも全会一致というふうに、新聞などで報道されておるところであります。

この中で基本理念として、2条で3つのことを言われております。その中で特徴的なことが、手話文化の保存、継承、発展ということが言われております。手話文化の保存、継承、発展というところは、実はこの条例の中には必ずしも文言として盛られておらないのではないかと思います。内容的には、そういった趣旨というふうに読み取ることができますが、そういった点から、今後ぜひこの議会でこの条例は可決をしていただいて、また県や他市の動向、あるいは国のそういった施策の動向などを注視しながら、この条例を豊富化していただきたいということを要望、意見として申し上げておきます。

○議長（安村 政治君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安村 政治君） 討論終結してお諮りいたします。本案については、委員長の報告のとおり、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安村 政治君） 異議ないものと認めます。よって、議案第 58 号については原案のとおり可決されました。

議案第 65 号財産の取得について

○議長（安村 政治君） 議案第 65 号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 議案第 65 号財産の取得について御説明を申し上げます。

本案は、令和 7 年 3 月の市議会定例会で御承認をいただいた国の交付金を活用した補正予算に基づき、トイレトレーラーを購入し、災害対応力の強化を図ろうとするものでございます。

内容につきましては、お手元の参考資料にお示しいたしておりますとおり、制限付一般競争入札を行いました結果、J P ホームサプライ株式会社と契約を締結しようとするものでございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（安村 政治君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安村 政治君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安村 政治君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安村 政治君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安村 政治君） 異議ないものと認めます。よって、議案第 65 号については、原案のとおり可決されました。

請願第 1 号「日本政府に核兵器禁止条例の調印・批准を求める意見書」の国への提出を求める請願書

○議長（安村 政治君） 請願第 1 号を議題といたします。

紹介議員の補足説明を求めます。4 番、原田議員。

〔４番 原田 典子君 登壇〕

○４番（原田 典子君） 「日本共産党」の原田典子です。よろしくお願いいたします。

「日本政府に核兵器禁止条約の調印・批准を求める意見書」の国への提出を求める請願の説明をいたします。

請願を出された新日本婦人の会は、１９５８年に設立された全国組織の女性団体です。その会の目的の一つは、核戦争の危険から女性と子どもの命を守りますとされています。平和、子どもの幸福、女性の権利向上を柱に、市民の暮らしの中から社会を動かそうとする草の根の運動を続けてこられました。特に、被爆者救護や核兵器廃絶への取組は、会の活動の中心に据えられており、今回の請願もその流れの中にあるものです。

次に、請願の内容です。

広島と長崎にアメリカの原子爆弾が投下されてから７２年を経た２０１７年７月７日に、国連で歴史的な核兵器禁止条約が採択されました。同年９月２０日には同条約への調印・批准参加が開始され、２０２１年１月２２日に発行しました。現在、９４か国が署名し、７３か国が批准しています。

核兵器禁止条約は、核兵器について破滅的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章、国際人道法、国際人権法に反するものであると断罪しました。条約は開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用と、その威嚇に至るまで、核兵器に関わるあらゆる活動を禁止します。条約は被爆者や核実験被害者への援助を行う責任も明記しています。核兵器禁止条約は、被爆者とともに私たち日本国民が長年にわたり熱望してきた核兵器完全廃絶につながる画期的なものです。この核兵器禁止条約の規範力を強化し、核兵器の使用を防ぐことが強く求められています。

２０２２年２月２４日、ロシアのプーチン大統領はウクライナへの軍事侵略に併せて、ロシアは世界で最も強力な核保有国の一つだ。我が国を攻撃すれば壊滅し、悲惨な結果になると、核兵器による威嚇を行いました。また、パレスチナのガザ地区で攻撃を行ってきたイスラエルは、閣僚がガザへの核兵器使用を選択肢と発言しました。これらは核兵器の使用、威嚇を禁じた核兵器禁止条約に明確に違反するものです。

２０２４年１０月１１日、日本原水爆被害者団体協議会がノーベル平和賞を受賞しました。被爆者の皆さんが、自らの体験、証言を通して、核兵器の使用をタブーとする世界的な規範の成立に貢献したとノーベル委員会は讃えています。今こそ広島、長崎の原爆被害を体験した日本の政府は、核兵器の使用を許さず、核兵器を全面的に禁止させる先頭に立たなければなりません。核兵器のない世界を強く望む国内外の広範な世論に応えるため、核兵器の非人道性を知る唯一の戦争被爆国として、日本政府が核兵器禁止条約に調印し、

国会で批准することを強く求めるものです。

さて、私自身この請願の紹介議員になっていただけないかというお願いを複数の議員の方にいたしました。その際に、多くの議員の皆さんから返ってきたのは、言っていることは分からないでもない。でも、これは非常に大きなテーマなので、簡単には賛成はできないという声でした。

確かに核兵器や安全保障という問題は、国際政治や軍事戦略とも絡み合い、一見、地方自治体が踏み込むには重すぎるテーマのように見えるかもしれません。しかし、私はこうした大きな問題に対してこそ、草の根から生活に根差した立場から声を上げていくことが、地方議会に課された責任の一つであると考えております。

防府市は、平成５年に核兵器廃絶平和都市宣言を市議会として決議しています。平和都市宣言の中でも、核兵器の廃絶と非核三原則の順守を明確に打ち出した宣言であり、核兵器問題に焦点を当てた内容です。つまり、核兵器廃絶を強く求めるといった意味合いがあるものになっています。

その当時、議会全体で同じ方向に向かって、平和の思いを一つにされたことは、私は本当に素晴らしいことだったと感じております。あれから３２年の年月がたっています。時代は変わり、国際情勢も複雑さを増しますが、私は今でも防府市には当時と同じ、いやそれ以上に平和をつくる力、思いを貫く力があると信じています。

防府市はその後、２００９年１２月には平和市長会議、現平和首長会議にも加盟をしています。これは核兵器廃絶を目指す都市の国際的なネットワークであり、核兵器を持たない、使わせない、廃絶するというメッセージを、世界に向けて発信する明確な意思表示でもあります。そうした経緯を経た防府市だからこそ、今回の請願に向き合う意味は大きいと考えております。

現在、日本政府は核兵器禁止条約に署名も批准もしておらず、締約国会議へのオブザーバー参加すらしていません。しかし、そのような中でも国民の声に押されて、地方自治体レベルでは少しずつ変化が起きています。７月１日現在、７２３自治体議会で採択をされ、県市町村合計１，７８８自治体の４０％となっています。

例えば、つい先日６月２７日には、岩国市議会が核兵器禁止条約の締結国会議に、日本政府がオブザーバーとして参加すべきだとする請願を可決しました。このように、山口県内でも変化の兆しがあります。ただし、現在のところ日本政府に対して核兵器禁止条約の調印・批准を求める意見書を可決し、国に提出した山口県内の自治体は一つもありません。今回の請願は、そうした中で防府市が県内で初めて、この意思を国に伝える歴史的な一歩となる可能性を持っています。

この問題を語る際に出てくるのが、いわゆる核抑止論です。これは核兵器を持ち、その使用の可能性を示すことで、相手国の攻撃を思いとどまらせるという考えです。しかし、これは言い換えれば、核を使うぞという威嚇を前提にした恐怖による平和です。核抑止論は技術的なミスや誤解、偶発的な衝突によって、容易に崩れ去るものです。事実、つい先日の6月21日には、アメリカがイランの核関連施設に対して攻撃を行ったという報道がありました。このように、核の存在そのものが国際的な緊張を生み、ときには軍事衝突を引き起こす要因にもなっているのです。今回の空爆で、核兵器を持っている施設が先制攻撃の標的になることが明らかになったと言わざるを得ません。

また、トランプ大統領はこのたびのイランの核施設への攻撃を、広島、長崎への原爆投下と本質的には同じものだ。あれが戦争を終結させたと言ひ、イランへの空爆を正当化しています。そのことに、広島、長崎の被爆者からは、あの惨禍を知らないのかと怒りが沸き起こっています。

今、沖縄をはじめ南西諸島には、自衛隊のミサイル基地が次々と整備されています。米軍基地は日本全国にあります。安保法制により、日本とは関係のない戦争に集団的自衛権を行使するとして、米軍とともに自衛隊が行動した場合、これらの基地が相手国からの標的になります。いくらアメリカが相手国に報復攻撃をしたとしても、日本は攻撃を免れません。一発目のミサイルが飛んだときにはもう遅いのです。

これまでは、核保有国のリーダーの冷静な判断でボタンが押されませんでした。核施設を攻撃することをちゅうちょしないリーダーが出現した今、いざとなったら核兵器を使うという抑止論は決して戦争の抑止にはならない。それどころか危険であることがはっきりとしました。アメリカの核の傘や核抑止論から日本は離脱すべきではないでしょうか。被爆国である日本が、核兵器禁止条約に背を向け、核抑止論を暗黙のうちに容認している現状は、世界から見れば極めて矛盾した姿に映ります。このままで本当に唯一の戦争被爆国としての責任を果たしていると言えるのでしょうか。

防府市は、これまで平和への意思を明確にしてきた自治体です。その私たちが今回の請願に応えることは、平和都市としての歩みを一歩進めることにつながります。この問題は確かに簡単な問題ではありません。しかし、だからこそ議会としての良識と勇気が試されているのだと思います。大きな問題だからこそ、地方から声を上げる。そのことの意義を、いま一度私たち自身が認識をし、行動で示していくべきではないでしょうか。

私はこの請願に賛同し、国に対して核兵器禁止条約の調印・批准を求める意見書を提出することを、防府市議会として実現していただきたいと強く願い、発言を終わりにします。よろしくお願いいたします。

○議長（安村 政治君） 本件に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安村 政治君） 質疑を終結してお諮りいたします。本件については、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安村 政治君） 異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。11番、梅本議員。

○11番（梅本 洋平君） ただいま議題となっております請願第1号について、会派「自由民主党」を代表し、反対の立場で討論をいたします。

まず、冒頭に申し上げたいのは、日本が唯一の戦争被爆国として、核兵器の非人道性を深く理解し、その悲劇を二度と繰り返させてはならないという思いは、私自身もまたこの議場の誰しもが共有をしているということでございます。その上で、核兵器廃絶という大きな理想を現実の政策として進めるには、国際情勢と安全保障の現実を見据えた慎重な判断が求められます。

御承知のとおり、核兵器禁止条約には、アメリカ、ロシア、中国など、主要な核保有国が1国も参加しておらず、現時点では実効性に課題があります。

日本は日米安全保障条約の下で、核の傘によって安全を保障されている立場にあり、これを一方的に手放すような決定はむしろ地域の安定を損なう恐れすらあります。

また、本請願は地方議会で決議する性質のものではなく、日本の外交、安全保障施策に関わる極めて重要なテーマであり、本来は国会で慎重に議論されるべき事案です。

私たち地方議会としては、国の動向を注視しながら、核兵器廃絶に向けた啓発や平和教育など、地域に根差した取組を着実に進めていくことこそが、私たちの役割であると考えます。

以上の理由から、本請願には賛同しかねるということを申し上げ、反対討論といたします。

○議長（安村 政治君） 10番、河村議員。

○10番（河村 孝君） 請願第1号について、「公明党」を代表して、不採択の立場で討論させていただきます。

まず、冒頭で誤解のないよう申し上げます。公明党は核兵器禁止条約そのものを否定するものでは決してありません。むしろ日本の国是である非核三原則を国際規範に高めた意義を持つ条約として、高く評価しております。我が党は、これまで政府に対し締約国会議へのオブザーバー参加を強く求めてまいりました。

しかしながら、現在の国際情勢や条約批准を巡る状況に鑑みると、現時点での即時批准が妥当であるとは判断しがたいと考えております。唯一の戦争被爆国である日本は、各国との誠実な対話を通じて、恒久的な世界平和の実現に向け、指導的な役割を果たすべきだと考えます。

核兵器のない世界の実現という究極の目標は、核保有国が核兵器を廃棄する行動を取ることが絶対条件です。つまり、核兵器廃絶のプロセスには、核保有国を巻き込むことが不可欠なのであります。

しかし、残念ながら核兵器禁止条約に署名している核保有国は一つも参加せず、この事実が示すように核保有国と非保有国との間の分断は広がる一方です。このような状況下で、日本が果たすべき役割は、核保有国と非保有国の間の相互不信を払拭するための橋渡しではないでございましょうか。最も建設的なアプローチは、日本が核保有国と同時に条約を批准する道を探ることだと考えます。

公明党は、これまで一貫して核廃絶に向けた現実的な取組を主張してまいりました。その具体例の一つとして、核兵器のない世界に向けた国際賢人会議が上げられます。この会議には日本や米国だけではなく、ロシアや中国からも有識者が参加し、核兵器不拡散条約（NPT）体制の維持と強化の重要性が改めて確認されました。NPTは、核保有国に誠実な核軍縮交渉の義務を課しており、核廃絶への基盤となる条約です。

このような核兵器のない世界に向けた国際賢人会議など、核保有国も参加する枠組みでの対話の推進こそがより重要であると考えます。

以上の点から、本件につきましては不採択を主張させていただき、討論とさせていただきます。

○議長（安村 政治君） 18番、久保議員。

○18番（久保 潤爾君） 請願第1号に賛成の立場を表明します。

世界唯一の被爆国である我が国は、核兵器の非人道性、その使用がもたらす悲惨さを率先して世界に訴えていく責務があると考えます。核兵器の開発を野放しにした結果、その威力を背景にした脅しによる現状変更を強行するような国が増えれば、全人類に対する脅威となっていきます。現に、ロシア、イスラエルが核兵器の使用に言及し、ウクライナあるいはガザ地区への現状変更を迫っている状況があります。

核兵器を保有していても、そのボタンはそう簡単には押されないという相互確証破壊という概念がありますが、この先、民主主義体制を取らない権威主義の国家のリーダーに、どのような人物がつくかは分かりません。歴史上に見られるような極端な国粋主義者が指導者になった場合、核兵器があることで世界の破滅を招く可能性は決してゼロとは言えない

いと思います。

このような状況を打破するため、過去の経験に基づいて率先して核兵器の廃絶を求めていくことが、我が国に課せられた使命であります。世界唯一の被爆国としての責務と、アメリカによる核の傘への依存という現実のはざまで、難しいかじ取りを迫られてきた我が国こそ、核のある世界という現実から核のない世界という理想に向かう道筋を示すことが求められるものであり、核兵器禁止条約への調印・批准はその第一歩となると考えますので、この請願に賛成いたします。

○議長（安村 政治君） 8 番、石田議員。

○8 番（石田 卓成君） ただいま議題となっております請願第 1 号に対し、我が会派といたしましての討論をさせていただきます。

核兵器のない世界、その崇高な理想、その最終目標においては、我々と請願者の皆様の間に寸分の違いもございません。問題は、その理想に至る道筋であります。この請願書が描く道は、善意と性善説に溺れた雲上の絵空事、そして亡国の道であります。さらに言えば、この請願書の内容は、実質的な我が国の植民地状態、つまり戦勝国であるアメリカによる戦後支配体制、つまり戦後レジームを永久に固定化しようとする屈辱的な企みにほかなりません。核のボタンを握り、世界の運命を左右する国連の 5 大常任理事国である戦勝国と、NPT 非加盟国がこの条約を一笑に付しております。

この明徹な事実を前に、我が国だけが丸腰になり、さあ皆で武器を捨てましょうと呼びかける姿が、どれほど滑稽で危険極まりないのかに気づいていただきたいのです。それは交渉などというものではなく、哀願であります。

敗戦後 80 年がたつ今もなお、我が国から実質的な主権を奪い、縛り続けている米国へのさらなる敗戦後従属体制を加速させるものにほかなりません。彼ら核保有国がその絶対的な覇権の源泉である核を、我々のお願いごときで手放すと本気で信じておられるのでしょうか。

歴史を振り返ってみてください。広島、長崎での戦争犯罪をよそに、冷戦下で核を積み上げ、今も第 3 次世界大戦へ向けた火種をまき散らしている彼らが、我々の懇願に耳を貸すなど、これまでと同様にあり得るはずがないのです。

この現実を直視する中で、先ほど紹介議員からもございましたが、先月 6 月 22 日の米国によるイランの核施設 3 か所への空爆は、国際社会に大きな衝撃を与えました。イスラエルの核保有は容認しつつ、イランには認めないという意味不明な二重基準に基づくアメリカによる国際法違反の行為は、国際社会の分断をあおり、危険な先例をつくったと言わざるを得ません。

このような核保有国による一方的な行動は、国際社会の厳しい現実を示しておりまして、もはや非核三原則という名の幻想と、思考停止の信仰に安住しているときにはありません。この持たず、作らず、持ち込ませずといった足かせが、戦後８０年我が国の手足を縛り、自主防衛の機会を奪い、列強の言いなりに国益を差し出す屈辱の道を敷いてきたわけですが、この呪縛を断ち切るときが、まさに、今、来ているのではないのでしょうか。我が会派が提言する道はいばらの道かもしれません。しかし、それこそが唯一、現実的な道なのだと確信をしているのです。

かつてフランスのシャルル・ド・ゴール大統領は、列強への従属を拒み、自主独立の核保有を決断されました。その決断はフランスを対等な交渉のテーブルに引き上げ、国の尊厳を守り抜いたわけでございます。

我が国もまた、非核三原則という時代遅れの信仰を粉碎し、真の主権国家として、自らの手でコントロールできる核抑止力を手にしなければなりません。そして、核シェアリングなどという、これまで同様に他国に依存する恥ずかしい案は論外だということに気づかないといけません。自前の核兵器を持って、初めて我々は偽りの微笑を浮かべる核保有国たちと、本当の意味で対等な交渉のテーブルにつくことができます。彼らと同じ土俵に立ち、我が国に向けて打つのならば、貴国も相打ちで滅びる覚悟をしろよと、究極のリアリズムを持って、初めて核廃絶への道筋を我々自身の手でこじ開けることができます。

我々は、今、歴史の岐路に立っております。善意にすぎり、他国の慈悲に国家の運命を委ね、アングロサクソンによる戦後支配体制にひれ伏し続ける屈辱と隷属の道を選ぶのでしょうか。それとも後世の人たちのために、自らの手で国家の主権を回復させるとともに、真の平和を築き上げる覚悟の道を選ぶのでしょうか。

我が会派は、この現実を直視せぬ甘い理想論、この亡国の請願に心の底から反対を叫び、NPTからの脱退、そして自主独立の核保有によって、我が国の未来を切り開く決意、そしてその上での核廃絶を、我が国が主導して目指す決意をここに表明いたしまして、反対の討論とさせていただきます。

御清聴ありがとうございました。

○議長（安村 政治君） ほかにありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安村 政治君） 討論を終結してお諮りいたします。本請願については反対の意見もありますので、起立による採決といたします。

請願第１号については、これを採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（安村 政治君） よろしいです。御着席ください。起立少数でございます。よって、請願第1号については、不採択と決しました。

常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（安村 政治君） 次に、常任委員会の閉会中の継続調査についてお諮りいたします。各常任委員長から、委員会において調査中の所管事務について、防府市議会会議規則第108条の規定により、お手元に配付しております申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。各常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安村 政治君） 異議ないものと認めます。よって、各常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

○議長（安村 政治君） 以上で、今期定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。

これをもちまして、令和7年第2回防府市議会定例会を閉会いたします。

長時間にわたり、慎重な御審議をいただきましてありがとうございました。お疲れさまでした。

午前10時43分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和7年7月2日

防府市議会議長 安 村 政 治

防府市議会議員 河 村 孝

防府市議会議員 梅 本 洋 平